

いじめ防止基本方針【概略版】

平成30年4月1日

陸前高田市立高田第一中学校

I いじめ対策に関する考え方

1 基本方針

本校では、校訓「明朗 自主 創造」及び教育目標「賢く 優しく 逞しく」を目指し、全ての生徒が生き生きとした学校生活を送ることができるよう教育活動を推進する。学校は家庭、地域及び関係機関等の協力を得て、生徒に「いじめを絶対に許さない」という意識と態度を育てるとともに、問題解決に組織的に取り組んでいく。

2 いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」より抜粋）

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人間関係のある他の生徒等が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身のより苦痛を感じているものをいう。

3 本校のいじめに対する考え方

いじめは、「どの学校、どの学級にも、どの生徒にも起こりうるもの」「生徒の発達段階における当たり前の失敗の一つ」という認識のもと、積極的にいじめを認知し、問題を真摯に受け止めながら対応する。生徒が楽しく豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校を作るため、全校体制で指導に当たる。

II 役割分担といじめ対策の基本

1 役割分担 校長及び運営委員等で役割分担。詳細省略

2 「いじめ対策委員会」について：校長が招集する。詳細省略。

3 問題発生時の緊急対応【最悪を想定して組織的に対応】

（1）問題の発覚と報告

- ・当事者や情報を得た生徒は速やかに保護者、教師等に相談。
- ・情報を得た者は、学年主任、生徒指導主事に早急に一次報告。（真否確認は後刻）
- ・必要に応じて他職員（部活動顧問、養護教諭、相談担当、SC等）と情報共有。

（2）暫定的な指導方針の決定

- ・学年主任、生徒指導主事は、校長等に概要報告。⇒校長等が指導方法等を指示
- ・必要に応じて追加の事情聴取や調査を実施し二次報告。

（3）事実確認及び具体的な指導方法の決定

- ・必要に応じて、「いじめ対策委員会」の招集
- ・「いじめ」の場合、教育委員会へ一報。必要に応じて警察等関係機関へ相談。

（4）追加指導

- ・関係生徒への指導、家庭や関係機関への報告、学年集会、全校集会で指導
- ・必要に応じて第三者機関による調査

Ⅲ いじめの「未然防止」について

1 未然防止のための基本姿勢

- (1) 生徒、教職員の人権感覚を高めるとともに、温かな人間関係を築く。
- (2) すべての指導を通じて、日頃から学校や学級内にいじめを許さない雰囲気を作る。
- (3) いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、いじめ問題を早期に解決する。
- (4) いじめ問題について保護者・地域そして関係機関との連携を深める。

2 指導の留意点

- (1) 学級や学年、学校が生徒の心の居場所となるよう配慮し、安心・安全な学校生活を保障するとともに、生徒がお互いのことを認め合ったり、心のつながりを感じたりする「絆づくり」に取り組む。
- (2) 自己有用感や自尊感情を育むため、生徒一人ひとりが活躍し、認められ場のある教育活動を推進する。
- (3) すべての教師が分かりやすい授業を心がけ、基礎・基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感、成就感をもたせる。
- (4) 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人関係能力（の素地）を養うため、全ての教育活動を通じて、道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- (5) いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な処置として、道徳の授業及び学級活動等の充実に努める。
- (6) 保護者、地域住民及びその他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する生徒が自主的に行う生徒会活動に対する支援を行う。

3 家庭・地域との連携

- (1) 学校いじめ防止基本方針を、学校通信やホームページに掲載するなどして広報活動に努める。
- (2) P T A総会やP T Aの各種会議で、いじめの実態や指導方針について説明を行う。
- (3) いじめ防止等の取組について、学級通信や学年通信を通じて保護者に協力を呼びかける。【例】「いじめのサインに敏感に！」：元気がない、体調不良、食欲不振、持ち物がなくなる等、いつもと違う子どもの変化に気づいてもらうための内容・・・ など
- (4) 授業参観において、保護者や地域住民に道徳や特別活動等の授業を公開する。
- (5) いじめの把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に本校の取組を評価し公開する。
 - ・いじめの未然防止にかかわる取組に関すること
 - ・いじめの早期発見にかかわる取組に関すること

Ⅳ いじめの「早期発見」について

1 早期発見のための基本姿勢：省略

2 いじめアンケート及び教育相談の実施

- (1) 生徒を対象としたアンケート調査 年2回（5月、11月）
- (2) 教育相談を通じた生徒からの聞き取り調査 年3回（7月、11月）

3 相談窓口の紹介

- ①陸前高田市役所の相談窓口 54-2111 (教育委員会内線285)
- ②24時間いじめ相談電話 019-623-7830

V いじめの「早期対応」について

- 1 早期対応についての基本姿勢：省略
- 2 指導の留意点：省略
- 3 ネットいじめへの対応

- (1) インターネット等を通じて行われるいじめを発見したり、通報を受けたりした場合は、「いじめ対策委員会」で情報を共有するとともに、被害の拡大を避けるため、陸前高田市教育委員会と連携し、プロバイダなどに情報の削除を求める。
- (2) 生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがある時は、直ちに所轄の警察署に通報し、適切な援助を求める。
- (3) ネットによるいじめは匿名性が高いことから、生徒の命を守ることを最優先にするため保護者からの警察署への相談を薦める。
- (4) 携帯電話やスマートフォン等によるSNSによるトラブルは、家庭の責任が第一であることを啓発するとともに、問題発生時は、学校と家庭が協力して解決を目指す。

VI 重大事態への対処：

1. 重大事態とは
生徒等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがある場合、速やかに厳正に対処する。詳細省略。
2. 重大事態の報告：省略
3. 重大事態の調査：陸前高田市教育委員会の指導・支援のもと対応する。詳細省略

いじめ防止のためのご家庭でのチェックシート

陸前高田市立高田第一中学校

いじめは、「どの学校、どの学級にも、どの生徒にも起こりうるもの」、そして「生徒の発達段階における（残念ながら）当たり前の失敗の一つ」です。

しかし一方で、生徒の心身の健全な成長や人格形成に影響を与えるだけでなく、不登校や自殺にまでつながりかねない深刻な問題でもあります。

以下は、「いじめが疑われる小さなサイン」を見つけるための「チェックポイント」です。たとえサインが見つからなくとも、少しでもいじめについて考える機会になれば幸いです。ただし、あくまでも目安なので、「〇個あったからいじめ」とは直結しないことにご留意願います。

もちろん、ご家庭で何か気になることがありましたら、遠慮なく学校にご連絡ください。

【いじめチェックポイント】

<いじめられている子どもによく見られる変化>

- 朝なかなか起きてこない。登校を渋る。部屋から出てこない。
- 外に出たがらない。部屋に閉じこもりがちになる。
- 子どもが朝早く目覚める。子どもから不眠の訴えがある。
- 元気がない。食欲がない。よくため息をつく。
- 口数が少なくなる。学校や友人の話題など、家族との対話を避けるようになる。
- ぼんやりしたり、ふさぎ込んだりしている。
- 学習意欲が低下し、宿題をしなかったり成績が下がったりしている。
- 「クラスを替わりたい」「転校したい」「部活動を変えたい」などどこぼす。
- イライラしたり、おどおどしたり、落ち着きがなかったり、投げやりだったりする。
- 急に甘えたり、はしゃいだり、明るく振舞ったり、立派な態度を取ったりする。
- 友人関係が変化した。（誘いや外出が頻繁。以前見かけなかった友達を見かける等。）
- 友人に対して、丁寧すぎる口調で応答するようになる。
- 友人のことを聞くと怒りっぽくなる。
- 衣類や持ち物などに変化がみられる。（汚れ、破れ、落書き、長袖、持ち物の増減等）
- 金銭面での変化が見られる。（小遣い要求増、家からお金を持ち出す等）
- 携帯電話やスマートフォンの使い方の変化がみられる。
（使用頻繁。メール、ラインをこそこそ見ている。着信をととても気にするなど）
- その他、いつもと違うと感じられることがある。

<いじている子どもによく見られる変化>

- 暴力的な言動、友人を中傷する言動が見られるようになる。
- 友達関係について話そうとしなくなる。
- お金の使い方が派手になる。
- 買い与えた覚えのないものを持っている。
- 自分勝手な主張を押し通そうとする。
（時間を守らない、提出物を出さない、～されたから自分もするなど）
- その他、いつもと違うと感じられることがある。